

別表8 新興感染症の発生・まん延時における医療体制構築に係る現状把握のための指標例

	協定締結医療機関						その他の医療機関
	入院	発熱外来	自宅・宿泊施設・高齢者施設での療養者等への医療の提供	後方支援	医療人材		
ストラクチャー	● ・確保病床数 (うち、流行初期医療確保措置、重症者、特別な配慮が必要な患者、疑い患者)	● ・医療機関数 (うち、流行初期医療確保措置対象協定締結医療機関)	● ・医療機関数 (うち、自宅・宿泊療養施設・高齢者施設) (うち、往診、電話・オンライン診療) ・薬局数 ・訪問看護事業所数	● ・医療機関数	● ・医療機関数	● ・派遣可能医師数(うち、県外派遣可能数)	
	● ・重症者の確保病床を有する医療機関における、3年以上集中治療の経験を有する医師/看護師/臨床工学技士数					● ・派遣可能医師数のうち感染制御・業務継続支援チームに所属している医師数	
	● ・個人防護具を2ヶ月分以上確保している医療機関数	● ・派遣可能看護師数(うち、県外派遣可能数)	● ・派遣可能看護師数のうち感染制御・業務継続支援チームに所属している看護師数				
	● ・院内感染対策に関する地域のネットワークに参加している医療機関数						
プロセス	● ・年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は外部の研修・訓練に医療従事者を参加させている割合						
	● ・感染対策向上加算(1, 2, 3)・外来感染対策向上加算届出医療機関数(※)						
	● ・感染対策向上加算1届出医療機関数(※)						
アウトカム							

(●は重点指標)

下線: 感染症法に基づく予防計画における数値目標となる項目と同一であり、把握の方法や、目標の立て方については、「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」(令和4年度厚生労働科学研究「公衆衛生体制の見直しと新たな体制構築のための政策研究」)を参照されたい。

(※): 令和6年度診療報酬改定等により要件等が変更された場合には、必要に応じて指標における位置づけ等の見直しを行う

○ 上記の他、以下の項目については、医療計画独自の指標として今後把握が望ましいが現時点では把握が困難であり、中間見直しの際に把握・活用することを想定する。詳細は令和4年度厚生労働科学研究「地域の实情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」分担研究報告書「新興感染症発生・まん延時における医療のあり方検討(感染症企画班)」を参照すること。

- 流行初期医療確保措置付きの病床確保協定を締結する医療機関における、後方支援についての協定締結医療機関と連携している医療機関数
- 病床確保の協定を締結する医療機関における、院内清掃、寝具類洗濯、及び患者等給食の各業務(委託業者が実施する場合を含む)において、それぞれの担当者が1名以上新興感染症対応についての研修を修了している医療機関数
- 派遣可能人材のうち新興感染症に関する研修を受講した人数(職種毎)
- 自治体が発行する関係機関による新興感染症患者の移送・受入についての連携訓練の参加医療機関数